

秋田市告示第160号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和5年5月9日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
合 同 会 社 platinuM RocKeT	プロケアあ きた訪問看 護ステーシ ョン	秋 田 市 川 尻 町 字 大 川 反 170 番 地 40 2 F A 号 室	令和5年5月1日	訪問看護、 介 護 予 防 訪 問 看 護
社 会 福 祉 法 人 愛 染 会	介護老人保 健施設あい ぜん苑訪問 リハビリテ ーション・ 介護予防訪 問リハビリ テーション 事業所	秋 田 市 上 新 城 道 川 字 愛 染 58 番 地	令和5年5月1日	訪問リハビ リテーショ ン、介護予 防訪問リハ ビリテーシ ョン